

| 種 別 | 名 称 | 員 数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|--------------------|------------------|---------|-------------------------------|-------------------------------|
| 重 要 文 化 財 建 造 物 | 旧手代木家住宅 | 1 棟 | 喜多方市押切川向5364番地の1 喜多方プラザ敷地内 | 喜 多 方 市 |
| | 蒲生秀行廟 | 1 棟 | 会津若松市門田町大字年貢町 字年貢町60番地 | 弘 真 院 |
| 絵 画 | 太田貞喜の亜欧堂田善コレクション | 82 点 | 須賀川市池上町6番地 須賀川市立博物館 | 須 賀 川 市 |
| 彫 刻 | 木造阿弥陀如来坐像 | 1 軀 | いわき市常磐湯本町三函317番地 | 惣 善 寺 |
| 工 芸 品 | 銅 鐘 | 1 口 | 白河市大字鹿島34番地 | 龍 藏 寺 |
| 古 文 書 | 首藤家所蔵石川文書 | 2 卷 34通 | 石川郡玉川村大字中字向79番地 | 首 藤 忠 行 |
| 考 古 資 料 | 医王寺の石造供養塔群 | | 福島市飯坂町平野寺前38番地 | 医 王 寺 |
| 重要無形民俗文化財 | 三島町の年中行事 | | 大 沼 郡 三 島 町 | (保 護 団 体) 三島町年中行事 保 存 会 |
| 史 跡 | 桑折西山城跡 | | 伊達郡桑折町大字万正寺地内 | 桑折町ほか82名 |

3 埋蔵文化財の保存の充実

(1) 埋蔵文化財調査体制

県土の開発進展に伴い、遺跡の保護保存に対する県民の関心は高まり、同時に開発側との事前協議が増加している。その結果、記録保存のための発掘調査体制も強化が必要となり、(財)福島県文化センター遺跡調査課は逐時定員増を計ってきた。本年度新たに10名増となり、現在文化センター採用職員25名(内嘱託8名)、県教委出向職員15名、計40名である。

〔(財)福島県文化センター遺跡調査課職員数〕

| 年 度 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員 | 15名 | 20名 | 23名 | 26名 | 26名 | 30名 | 40名 |

(2) 開発事業地内遺跡の保護対策

大規模開発事業地内の遺跡の保護は、(イ) 遺跡の所在範囲、性格などを明らかにする(分布調査)。(ロ) 工事等で遺跡が破壊されないように起業者と保護対策を協議する(事前協議)。(ハ) 工事実施上止むを得ず遺跡の現状が失われる場合には、事前に発掘調査を実施し記録として保存を行い(記録保存)、報告書を刊行する(発掘調査)という三段階がとられる。

ア 分布調査

開発地内の詳細分布調査を行い、遺跡の保存対策の資料とするもので、表面調査、試掘調査に分けられる。試掘調査は、国営母畑事業区内25遺跡、国営矢吹事業区内8遺跡、相馬開発事業区内9遺跡の計42遺跡について実施した。

イ 開発関係機関との保存協議

前年度からの継続協議を含め、次の諸機関と埋蔵文化財の取り扱いについて協議を行った。

国営総合農地開発事業母畑地区、矢吹地区、会津農

業水利事業宮川地区、真野ダム地内、国道113号バイパス地内、相馬地域開発、福島空港、東北横断自動車道及び県内各地の県営ほ場整備、団体営ほ場整備などの関係諸機関

ウ 開発に伴う発掘調査

県教育委員会では開発事業に伴う発掘調査を、(財)福島県文化センターに委託して、下記の遺跡について発掘調査を実施した。

母畑地区内兎喰遺跡他4遺跡(8,800㎡)、会津農水宮川地区内下谷ヶ地平C遺跡他2遺跡(6,600㎡)、真野ダム内日向南遺跡他1遺跡(4,050㎡)、国道113号バイパス地内北原遺跡他1遺跡(6,000㎡)、相馬地域開発事業地内向田A遺跡他17遺跡(64,000㎡)、東北横断自動車道地内細草遺跡(4,900㎡) 合計94,350㎡

また、単一市町村内に係わる開発関連の発掘調査は、当該市町村教育委員会が主体者となって実施しているが、遺跡の重要性や調査体制を考慮し、必要と認めた場合、県教育委員会の専門職員を派遣し指導している。

主なものは次のとおりである。

大戸寮跡群(会津若松市)、窪田遺跡(只見町)、久川城跡(伊南村)、松沢遺跡(会津高田町)、伊達寮跡群(伊達町)、熊耳館跡(船引町・三春町)、志古山遺跡(天栄村)、新山城跡(双葉町)、北古館遺跡(長沼町)、長沼城跡(長沼町)、門田条里遺構(会津若松市)、川原町口遺跡(会津若松市)、入淵遺跡(西郷村)、西山城跡(桑折町)、十五壇遺跡(会津高田町)、夏井廃寺跡(いわき市)、徳江廃寺跡(国見町)、武ノ内遺跡(霊山町)

(3) 史跡指定調査

① 目的

歴史上重要な遺跡の史跡指定を積極的に進めるために発掘調査を行い、基本資料を整備する。

② 調査対象